

静岡県告示第237号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月19日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大岡元長窪線	駿東郡長泉町下土狩字萩素961番の38から 駿東郡長泉町下長窪字尾尻46番の6まで	令和3年3月22日 午前11時